

災害救助法適用地域の特別お取り扱いについて

このたびの『令和4年台風第15号』にて被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

弊社では、災害救助法適用地域で被災されたご契約者様からお申し出をいただいた場合、下記のような特別のお取り扱いをいたします。

災害救助法適用市町村：

【静岡県】

静岡市・浜松市・沼津市・三島市・富士宮市・島田市・富士市・磐田市・焼津市・掛川市・
藤枝市・御殿場市・袋井市・裾野市・湖西市・御前崎市・菊川市・牧之原市・駿東郡清水町・
駿東郡長泉町・榛原郡吉田町・榛原郡川根本町・周智郡森町

1. 保険料のお払い込みについて

保険料をお払い込み中のご契約で、このたびの災害の影響によりお払い込みが困難な場合、保険料のお払い込みを猶予する期間を最長6カ月間延長いたします。

2. 保険金・給付金等の簡易迅速なお支払いについて

お手続きに必要な書類を一部省略する等により、簡易迅速なお取り扱いをいたします。

【お問い合わせ先】

ご契約者様サポートセンター 通話料無料 **0800-111-8164**
午前9時～午後5時
(日・祝・年末年始等の休業日を除く)